

第Ⅶ期 第3回 技術委員会

1. 日 時：令和7年7月23日（水）15：00～17：00

2. 場 所：特別民間法人高圧ガス保安協会 本部 第1・2・3会議室（Web 併用）

3. 議 題（予定）：

（1）技術基準整備3ヶ年計画について【審議】

（2）水素等・CCSの社会実装に向けたKHKの取組み及び海外で発生した事故について

（3）高圧ガス事故を題材とした視聴覚資料（令和6年度経済産業省委託事業）

（4）その他

なお、以下の点に御留意下さい。

◆傍聴を希望される方は、氏名、職業、連絡先（電話番号及びFAX番号）を必ず明記のうえ、令和7年7月20日（日）17：30迄に下記連絡先宛にFAX又はe-mailにて御登録ください。（御登録頂いた情報は、当委員会の運営（連絡等）のため必要な範囲においてのみ使用致します。）

傍聴登録は先着順で受け付けさせていただき、会場の収容人数等を超過した場合には、傍聴をお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。（収容人数等を超過した場合には御連絡いたします。）

◆委員会に参加する全ての方（傍聴者を含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。傍聴を希望される方は、この点御留意いただきますようお願いいたします。

問合先：特別民間法人高圧ガス保安協会 保安技術部門 樋渡、色川

TEL：03-3436-6103

FAX：03-3438-4163

e-mail：hpg@khk.or.jp

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。